

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年2月16日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）川崎中瀬共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都千代田区麹町三丁目3番地
株式会社丸増
代表取締役 澤柳 明

東京都大田区西蒲田八丁目23番1号
株式会社アゼル
代表取締役社長 大久保 孝一

東京都豊島区東池袋一丁目33番8号 ダイヤ池袋ビル
ニチモ株式会社
取締役社長 辻 征二

三重県津市丸之内9番18号
三交不動産株式会社
取締役社長 柳生 利勝

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）川崎中瀬共同住宅計画

（2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区中瀬三丁目20-1

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の建設

（2）内容

ア 敷地面積	12,563.98 m ²
イ 土地利用計画	
(ア) 住宅棟	2,490.34 m ²
(イ) 駐車場棟	2,574.28 m ²
(ウ) 通路、広場	1,842.48 m ²
(エ) 緑化地	3,166.00 m ²
(オ) 専用庭	365.53 m ²
(カ) 車路、バイク・駐輪場	1,714.49 m ²
(キ) ごみ集積所ほか	410.56 m ²

ウ 建築計画

(ア) 構造	鉄筋コンクリート造
(イ) 階数	地下1階地上15階
(ウ) 高さ	44.65 m
(エ) 建築面積	5,939.06 m ²
(オ) 延べ面積	31,869.59 m ²

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年8月

完了予定：平成19年2月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年2月16日(水)から平成17年4月1日(金)まで

(2) 場 所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

大田区：羽田特別出張所、糞谷特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。